

あなたのまちの相談窓口 地域包括支援センター

・・・4月から5か所になりました・・・

地域で高齢者の方が健やかに安心して生活し、保健・医療・福祉・介護・生活などさまざまな面からのお手伝いができるように、高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」を皆さんの身近な地域で開設することになりました。

健康づくりや、介護予防（認知症予防・転倒予防）、日常生活の困りごと、介護保険制度の利用の相談、高齢者の権利をまもるための相談など、お気軽にご相談ください。

水口地域包括支援センター

(水口保健センター内)

〒528-0005
水口町水口5607番地
☎ 65-1170
FAX 63-4591

土山地域包括支援センター

(土山地域市民センター内)

〒528-0211
土山町北土山1715番地
☎ 66-1610
FAX 66-1105

甲南地域包括支援センター

(甲南保健センター内)

〒520-3321
甲南町葛木977番地
☎ 86-8034
FAX 86-5974

信楽地域包括支援センター

(信楽保健センター内)

〒529-1851
信楽町長野473番地
☎ 82-3180
FAX 82-3138

甲賀地域包括支援センター

(甲賀保健センター内)

〒520-3414
甲賀町大久保507番地2
☎ 88-8136
FAX 88-6557

みんなで認知症の理解を深めましょう

いつまでも元気で過ごしたいというのは誰もの願いですが、超高齢化社会では、認知症が大きな課題のひとつになっており、当市も同様です。「認知症」は誰にでも起こる脳の病気で、85歳以上の4人に一人が認知症の症状があるといわれています。

厚生労働省では、「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざしています。

当市でも、平成22年度から認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人の「応援者(サポーター)」を養成しています。



市役所の認知症サポーターは600人

市では、今年1月に、全職員を対象に認知症研修会を開催しました。この研修を受け、認知症サポーターとなった職員が約600名います。名札に「認知症サポーターのシンボル(ロバのシール)」をつけたり、オレンジリング(サポーターの証)を配布、窓口やカウンターに「認知症サポーターがいます」という目印「ステッカー」を提示しています。今回の取り組みにより、認知症の方や、ご家族、関係者の方が安心して窓口に来ていただけることへの第一歩につながり、認知症の取り組みが推進できるものと考えます。

認知症サポーターは、特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解して、認知症の人や家族を見守る人のことです。

地域や、職場、団体等でサポーター養成講座を開いてみませんか。いつでも、どこでも、何人からでも開くことができます。詳しくは、各地域包括支援センターまたは長寿福祉課へお問い合わせください。

連絡先

長寿福祉課地域支援係
☎65-0699 ☎63-4591

緊急経済対策

住宅リフォーム補助のご案内

緊急経済対策として、地域経済の活性化や技術の伝承、雇用の安定を図ることを目的として、市民の皆さんが市内の業者を利用して、自宅の修繕、改築などの住宅リフォームを行う場合に経費の一部を補助します。

今年度は、この制度による地域内での経済循環を更に高めるため、下請け業者についても市内業者に限定するとし、制度を一部改正させていただきました。

■補助対象となる工事.....

- 市内に本社がある業者(下請け業者を含む)へ発注する補助対象工事費が10万円以上の住宅リフォーム工事。
- 平成24年4月1日～平成25年3月31日までの間に着手し、かつ完了できる工事が対象。
- 補助対象工事費とは、総工事費から、次の「補助対象にならない工事費用」を差し引いたものをいいます。

■補助対象にならない工事費用.....

- 設備機器や備品の購入に関する費用
- 市外の下請業者がした工事
- 新築又は10mを超える増築工事
- 日常的に居住していない離れの工事
- 併用住宅のうち、店舗及び事務所部分にかかる工事
- 外構工事
- 車庫、物置等の設置及び修繕にかかる工事
- サンルーム、ベランダ、バルコニーの増築及び修繕にかかる工事
- カーテン、カーテンレール、床暖房の設置工事
- 防蟻工事

○仮設トイレ及び仮設風呂の本体及び設置にかかる費用

- 清掃費及び廃材処分費
- 設計費用及び申請手数料
- 施工業者が、自己所有の住宅の工事を自社又は自己に依頼する工事

○国、県又は市の他の制度による補助又は扶助の対象となる工事

- その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用
- これらの工事以外に、平成23年度にこの住宅リフォーム補助の交付を受けている方及び住宅は対象となりません。

■対象となる住宅.....

- 申込者が所有し、自ら居住としている市内の住宅。
- 店舗、事務所などとの併用住宅については、住居部分のみが補助対象になります。

■補助金の限度額.....

- 補助対象工事費の20%以内で最高20万円(千円未満は切り捨て)

■補助対象者.....

- 市内に居住し、市税を滞納していない方。

■申込方法.....

所定の申込用紙に、住所、氏名、工事内容、工事費、施工業者名、予定工期等を記入し、申込期間中に商工政策課または各市民センター窓口へご提出下さい。(郵送可)

※申込用紙は、市役所商工政策課および各地域市民センターで配布。市ホームページからもダウンロードできます。

▼送付先 〒528-85002
甲賀市水口町水口6053

甲賀市役所 商工政策課 あて

▼申込期間

4月2日(月)～5月31日(木)必着
(郵送の場合は最終日消印有効)

申し込みをした人には、審査のうえ、6月上旬に補助金の申請書類を送付します。改めて補助金交付申請をしていただきます。(申込者が多数の場合は公開抽選で補助候補者を決定。)

■その他.....

補助金交付申請には、**工事着手前の写真が必要**です。工事に入る前に、必ず工事箇所全ての詳細な写真を撮影してください。

陶業後継者育成修学資金の貸与制度

陶業後継者の育成を目的に、将来、信楽焼および八田焼の関連事業所で5年以上勤務しようとする方に修学資金を貸与する制度があります。

貸与の限度額は(月額)10万円で、無利子の貸付となります。貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%(家業に就く方は70%)の償還をいただくこととなります。

次のとおり平成24年度の修学資金貸与学生を募集します。

募集人員	若干名
修学機関	デザインまたは窯業に関する技術、技能などを養成する機関とします。
貸与期間	2年以内
貸与額	月額10万円を限度として無利子で貸与します。
貸与条件	修学終了後引き続き5年以上陶業関連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業又は高等学校卒業と同等の学力を有すると認められる方。
資金返還	貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%(家業を就く方は70%)の償還をいただくこととなります。
申請手続	所定の申請書、在学証明書、修学に必要な経費報告書、作文、面接等採否及び貸与額は修学資金貸与審査会で決定します。
募集期間	4月18日(水)まで

問い合わせ 商工政策課 ☎65-0709 ☎63-4087